

設置根拠及び委員名簿

1. 設置根拠

新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議設置要綱（平成 25 年 7 月 8 日決定）

2. 委員名簿

新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議委員名簿

3. 参考資料

（参考 1）新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（抄）

（参考 2）青森県新型インフルエンザ対策推進本部設置要綱（平成 20 年 10 月 10 日）

新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議設置要綱

(設置)

第1 新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき県が作成する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画及び県の新型インフルエンザ等対策の推進について専門的技術的観点などから意見を聴くため、新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 有識者会議は、次に掲げる意見を、知事に対して述べることとする。

- (1) 法第7条第8項の規定において準用する法第6条第5項の規定に基づく意見
- (2) (1)に掲げるもののほか、県の新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見

(組織)

第3 有識者会議は、青森県新型インフルエンザ対策推進本部の下に設置し、委員30人以内をもって構成する。

- 2 委員は、別表に掲げる機関・団体に所属する者から知事が委嘱し又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(議長等)

第4 有識者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5 有識者会議の会議は、必要に応じて知事が招集する。

- 2 議長は、必要と認める者に対して、有識者会議への出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6 有識者会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、有識者会議において別に定める。

附則

この要綱は、平成25年7月8日から施行する。

別表

区分	事業分野		機関・団体名
医療 の提供	医療	医科医療	独立行政法人国立病院機構
			公益社団法人青森県医師会
		歯科医療	一般社団法人青森県歯科医師会
		調剤	一般社団法人青森県薬剤師会
		看護	公益社団法人青森県看護協会
		救急	青森県消防長会
	医薬品		青森県医薬品卸組合
住民の 生活及 び地域 経済の 安定	電気		東北電力株式会社
	ガス		青森ガス株式会社
	輸送	旅客（鉄道）	東日本旅客鉄道株式会社
		旅客（バス）	弘南バス株式会社
		貨物（トラック）	日本通運株式会社
	通信	電気通信	東日本電信電話株式会社
		郵便	日本郵便株式会社
	放送事業者		日本放送協会
	中央銀行		日本銀行
	上記 以外の 事業	食料・燃料等	青森県商工会議所連合会
			青森県商工会連合会
青森県石油商業組合			
市町村	行政		青森県市長会
			青森県町村会
感染症 その他 の学識 経験者	感染症		弘前大学大学院医学研究科
			青森県環境保健センター
	法律	青森県弁護士会	

新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議委員名簿

(平成 25 年 7 月 31 日現在)

	事業分野	機関・団体名	職名	氏名
医療の提供	医科医療	独立行政法人国立病院機構青森病院	院長	和 賀 忍
		公益社団法人青森県医師会	常任理事	真 柄 孝 一
			常任理事	藤 野 安 弘
	歯科医療	一般社団法人青森県歯科医師会	専務理事	佐 藤 蔵 人
	調剤	一般社団法人青森県薬剤師会	理事	藤 林 義 範
	看護	公益社団法人青森県看護協会	常務理事	熊 谷 崇 子
	救急	青森県消防長会	青森地域広域消防事務組合消防本部主幹	釜 范 一 正
医薬品	青森県医薬品卸組合	理事長	渡 辺 千 修	
住民の生活 及び地域経 済の安定	電気	東北電力株式会社	青森支店企画管理部門人財統括リーダー	斗 沢 良 重
	ガス	青森ガス株式会社	代表取締役社長	竹 中 義 道
	輸送	東日本旅客鉄道株式会社	青森支店副課長	小笠原 忠 夫
		弘南バス株式会社	人事部人事課長補佐	葛 西 高 俊
		日本通運株式会社	青森支店業務課長	野 口 義 一
	通信	東日本電信電話株式会社	N T T 東日本一青森災害対策担当主査	鹿 内 昭 則
		日本郵便株式会社	青森中央郵便局総務部長	藤 原 俊 哉
	放送事業者	日本放送協会	N H K 青森放送局放送部長	大 滝 昭 彦
	中央銀行	日本銀行	青森支店次長	植 松 義 裕
	上記以外の事 業	青森県商工会議所連合会	常任幹事	櫻 庭 洋 一
青森県商工会連合会		専務理事	吉 川 源 悟	
青森県石油商業組合		理事長	大 坂 功	
市町村	行政	青森県市長会	事務局長	佐 藤 省 二
		青森県町村会	常務理事兼事務局長	山 口 昇
感染症その 他の学識経 験者	感染症	弘前大学大学院医学研究科	教授	萱 場 広 之
		青森県環境保健センター	微生物部長	三 上 稔 之
	法律	青森県弁護士会	弁護士	森 雄 亮

(参考 1)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（抄）

（政府行動計画の作成及び公表等）

第 6 条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

2～4 略

5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

6～7 略

8 第 3 項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。

（都道府県行動計画）

第 7 条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

2～7 略

8 前条第 5 項の規定は、都道府県行動計画の作成について準用する。

9 第 3 項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。

(参考2)

青森県新型インフルエンザ対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 新型インフルエンザ対策の全庁的な推進を図るため、青森県新型インフルエンザ対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) (仮称) 新型インフルエンザ等対策青森県行動計画の策定に関すること
- (2) その他、新型インフルエンザ等対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、病院事業管理者、部長、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長、会計管理者、行政改革・危機管理監、教育長、警察本部長及び別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者に推進本部の会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局長は、新型インフルエンザ対策を所管する健康福祉部次長をもって充て、事務局次長は、保健衛生課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、事務局長が指名する健康福祉部の職員をもって充てる。
- 5 事務局は、推進本部の会議に付すべき事項について、あらかじめ検討するとともに、本部長の指示する事項を処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月8日から施行する。

別表

人事課長
防災消防課長
行政経営推進室長
県民生活文化課長
商工政策課長
農林水産政策課長
スポーツ健康課長
警察本部警備第二課長